

紀伊長島鳥獣保護区カワウ保護管理対策連絡協議会 設立趣意書

かつて全国的に分布していたと考えられるカワウは、戦後個体数が減少し、1970年代初頭には3000羽程度まで減少した。しかし、近年各地のねぐらやコロニーの増加に伴い、個体数は大幅に回復し、全国的に分布が拡大している。

このため、ねぐらやコロニーのある林地や採食地となっている海域、湖沼及び河川において植生の荒廃や漁業への影響が生じており、観光地や都市公園においては、糞による景観の悪化や悪臭などの景観や生活環境への影響も生じている。

国指定紀伊長島鳥獣保護区内の赤野島においても、1980年頃からカワウが分布し始めたと考えられ、その後個体数は増加し、平成23年度の調査（「平成23年度紀伊長島鳥獣保護区カワウ保護管理手法検討業務報告書」（中部地方環境事務所））では2200羽が確認されている。

これにより、赤野島の南部において樹木の枯損等の植生荒廃が進行し、一部においては土砂流出もみられる。また、周辺海域においては、定置網での漁業資源の採食が確認されるなどの漁業への影響も生じている。

個体数の増加及び分布が拡大する現状を放置した場合、今後さらに植生の荒廃が進行し、赤野島に生息するカラスバト等の鳥類の貴重な生息環境の悪化が懸念される。

このため、カワウの分布拡大を抑制し、鳥類の生息環境の保全を図る必要があるが、一方でカワウも生態系の重要な構成要素であることから、カワウの分布を容認しつつ、鳥類の生息環境の保全を図る必要がある。

また、対策の実施に当たっては、他地域への分散防止に留意する必要があり、特にオオミズナギドリやカンムリウミスズメの繁殖地、文化財登録地などへの分散を招かぬよう細心の注意が必要である。

このように、カワウの保護管理には高度な管理技術が要求され、さらに、総合的かつ計画的・科学的な計画に基づき、関係者の連携による効率的な対策の実施が求められることから、ここに関係者が広く参加する紀伊長島鳥獣保護区カワウ保護管理対策連絡協議会を設立する。